

ハイチ国際平和協力業務(MINUSTAH軍事部門司令部において行われる
企画及び調整の分野) 実施要領 (概要)

1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

(1) 地域

ハイチ共和国内において、国連事務総長等が指図する地域

(2) 期間

平成22年2月5日から平成25年3月31日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

MINUSTAHの活動に係る企画及び調整

(MINUSTAH軍事部門司令部において行われるもの)

3 国際平和協力業務の実施の方法

(1) 実施計画及び実施要領の範囲内において、事務総長等による指図の内容に従い、業務を実施

(2) 隊員は、事務総長等の定めるところにより、事務総長等と緊密に連絡をとる。

(3) 派遣後、概ね6か月を経過した後、要員の交替を行う。

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する自衛官

(1) 国際連合の要請する階級を有する者であること。

(2) 国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。

(3) 国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。

(4) ハイチ共和国に関して政治的な利害関係を有していない者であること。

(5) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

- (1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項
- (2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

被災後の住民の心理に十分配慮して業務を実施すること等

6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第1号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

- (1) 隊員は、国際平和協力本部長から、国際平和協力業務を中断するよう指示された場合、当該業務を中断する。
- (2) 隊員は、次に掲げる場合には、その状況等を本部長に報告し、指示を受ける。

ア 武力紛争が発生したと判断すべき事態が生じた場合

イ 国際平和協力法第3条第1号に規定する国際連合平和維持活動についての受入れ国の同意及び国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入れ国の同意が存在しなくなったと認められる場合

- (3) 業務中断の際の報告
- (4) 業務を中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

- (1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とする事務総長等の指図があった場合の措置

隊員は、当該指図の内容その他必要な事項につき、可能な限り速やかに本部長に報告し、その指示を受ける。

- (2) 安全のための措置

ア 隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、本部長の指示を受け及び事務総長等と連絡をとる暇がないときは、当該業務を一時休止する。

イ 隊員は、必要に応じて、他のMINUSTAH要員、連絡調整

要員又は在ハイチ共和国日本国大使館と連絡をとる等積極的に自らの安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意するものとする。

(3) 業務を遂行できない場合の措置

疾病、事故等の場合、本部長に報告するとともに、事務総長等に連絡。

(4) 武器の携行、保管及び使用

ア 武器の携行、保管

武器を保安上適当と認める場所に厳重に保管する。必要と認める場合は、事務総長等の指図の範囲内において武器を携行することができる。

イ 武器の使用

国際平和協力法第24条に定めるところによる。

(5) 調査、効果の測定等についての報告

隊員は、業務に関する調査、業務に関する効果の測定及び分析について本部長に随時報告

(6) 装備の取扱い

隊員は、外為法上の武器を隊員以外の者に貸与し又は供与してはならない。

(7) 連絡調整要員及び自衛隊の部隊との連携

隊員は、連絡調整要員及び自衛隊の部隊の隊員と緊密に連携を図りつつ、業務を実施

ハイチ国際平和協力業務（連絡調整の分野）実施要領（概要）

1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

(1) 地域

2に掲げる業務を実施するために必要なハイチ共和国の地域

(2) 期間

平成22年2月5日から平成25年3月31日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

派遣先国の政府その他の関係機関とこれら司令部要員又は自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務

3 国際平和協力業務の実施の方法

実施計画及び実施要領の範囲内において、業務を実施

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する者

- (1) 国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。
- (2) 国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。
- (3) ハイチ共和国に関して政治的な利害関係を有していない者であること。
- (4) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

被災後の住民の心理に十分配慮して業務を実施すること等

6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第1号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

- (1) 隊員は、国際平和協力本部長から、国際平和協力業務を中断するよう指示された場合、当該業務を中断する。
- (2) 隊員は、次に掲げる場合に該当する場合には、その状況等を本部長に報告し、指示を受ける。
 - ア 武力紛争が発生したと判断すべき事態が生じた場合
 - イ 国際平和協力法第3条第1号に規定する武力紛争が発生していない場合における国際連合平和維持活動についての受入れ国の同意及び国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入れ国の同意が存在しなくなったと認められる場合
- (3) 業務中断の際の報告
- (4) 業務を中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

- (1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とする場合の措置
隊員は、必要な事項につき、可能な限り速やかに本部長に報告し、その指示を受ける。
- (2) 安全のための措置
 - ア 隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、本部長の指示を受ける暇がないときは、当該業務を一時休止する。
 - イ 隊員は、必要に応じて、在ハイチ国日本国大使館、司令部要員及び自衛隊の部隊等と連絡をとる等積極的に自らの安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意するものとする。
- (3) 業務を遂行できない場合の措置
疾病、事故等の場合、本部長に報告
- (4) 調査、効果の測定等についての報告
隊員は、業務に関する調査、業務に関する効果の測定及び分析について本部長に随時報告
- (5) 装備の取扱い
隊員は、外為法上の武器を隊員以外の者に貸与し又は供与してはならない。
- (6) 司令部要員及び自衛隊の部隊との連携

隊員は、司令部要員及び自衛隊の部隊の隊員と緊密に連携を図りつ
つ、業務を実施

ハイチ国際平和協力業務（ハイチ地震の被災者の支援の分野）実施要領（概要）

1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

(1) 地域

ハイチ共和国内において、国連事務総長等が指図する地域。ただし、2 (12)及び(13)に掲げる業務を行う場合は、当該業務を実施するために必要なアメリカ合衆国、カナダ、ドミニカ共和国、マーシャル諸島共和国及びパナマ共和国の地域を含む。

(2) 期間

平成22年2月5日から平成25年3月31日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

- (1) MINUSTAHの活動に必要な医療（防疫上の措置を含む。）
- (2) ハイチ地震被災者に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布
- (3) ハイチ地震被災者を収容するための施設又は設備の設置
- (4) MINUSTAHの活動に必要な人道支援物資等の輸送
- (5) MINUSTAHの活動に必要な物資の保管
- (6) MINUSTAHの活動に必要な施設又は設備の設置
- (7) MINUSTAH関連施設等におけるがれき（廃棄物）の除去
- (8) MINUSTAHの活動に必要な道路、橋等の補修等
- (9) MINUSTAHの活動に必要な機械器具の据付け又は修理
- (10) MINUSTAH関連施設の耐震診断等MINUSTAHの活動に必要な検査
- (11) ハイチ地震によって被害を受けた施設又は設備であってその被災者の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置
- (12) (1)から(11)までに掲げる業務を実施する自衛隊の部隊に係る輸送及び補給
- (13) MINUSTAHの要請等に応じて陸上派遣部隊及び航空自衛隊の部隊が実施する人員・物資等の輸送

3 国際平和協力業務の実施の方法

(1) 2(1)から(11)までに掲げる業務に関する事項

ア 陸上派遣部隊は、実施計画及び実施要領の範囲内において、事務総長等による指図の内容に従い、当該業務を実施

イ 陸上派遣部隊の長は、事務総長等の定めるところにより、事務総長等と緊密に連絡をとる。

ウ 派遣要領

平成22年2月中に現地において国際平和協力業務を実施できるよう、速やかに陸上派遣部隊を派遣

エ 交替要領

派遣後、概ね6か月を経過した後、陸上派遣部隊の交替を行う。

(2) 2(1)に掲げる業務に関する事項

陸上派遣部隊は、その能力の余裕を活用して実施できる場合に限り、MINUSTAHの要請等に応じて医療（防疫上の措置を含む。）を実施する。

(3) 2(12)に掲げる業務に関する事項

航空自衛隊の部隊は、輸送機（C-130H）2機（これらのうち1機が実際の輸送にあたるものとする。）、多用途支援機（U-4）1機、空中給油・輸送機（KC-767）1機及び政府専用機（B-747）1機により、また、海上自衛隊の部隊は、輸送艦1隻、補給艦1隻及び護衛艦1隻により、本邦からの輸送及び補給を実施

(4) 2(13)に掲げる業務に関する事項

陸上派遣部隊及び航空自衛隊の部隊は、その能力の余裕を活用して実施できる場合に限り、MINUSTAHの要請等に応じて人員・物資等の輸送を実施

(5) 共通事項

国際平和協力法第3条第3号イからへまでに掲げる業務そのものを行っているとは外形的に見られることのないよう配慮

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する自衛隊員

- (1) 国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。
- (2) 国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。
- (3) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

- (1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項
- (2) 派遣先国の住民との関係に関する事項
被災後の住民の心理に十分配慮して業務を実施すること等

6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第1号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

- (1) 部隊長は、防衛大臣が国際平和協力本部長と協議の上、国際平和協力業務を中断するよう指示した場合、当該業務を中断するものとする。
- (2) 部隊長は、以下に掲げる場合には、その状況等を防衛大臣を通じて本部長に報告し、指示を受ける。

ア 武力紛争が発生したと判断すべき事態が生じた場合

イ 国際平和協力法第3条第1号に規定する国際連合平和維持活動についての受入れ国の同意及び国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入れ国の同意が存在しなくなると認められる場合

- (3) 業務中断の際の報告
- (4) 業務を中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 その他本部長が当該国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

- (1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とする事務総長等の指図があった場合の措置

陸上派遣部隊長は、当該指図の内容その他必要な事項につき、可能な限り速やかに防衛大臣を通じて本部長に報告し、防衛大臣が発出する指示を受ける。

(2) 安全のための措置

ア 部隊長は、隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、防衛大臣の指示を受ける暇がなく、更に陸上派遣部隊長は、事務総長等と連絡をとる暇がないときは、当該業務を一時休止する。

イ 部隊長等は、必要に応じて、他のMINUSTAH要員、連絡調整要員又は在ハイチ共和国日本国大使館と連絡をとる等積極的に部隊の安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意する。

(3) 武器の携行・保管及び使用

ア 武器の携行・保管

武器を保安上適当と認める場所に厳重に保管。必要と認める場合、事務総長等の指図の範囲内において、隊員に武器を携行させることができる。

イ 武器の使用

国際平和協力法第24条、自衛隊法第95条及び第96条に定めるところによる。

(4) 調査、効果の測定等についての報告

部隊長たる国際平和協力隊員は、業務に関する調査、業務に関する効果の測定及び分析について速やかにその内容を取りまとめの上、本部長に報告し、本部長は、防衛大臣に対して通報する。

(5) 隊員の交替

疾病、事故その他一身上の真にやむを得ざる理由による交替

(6) 装備の取扱い

隊員は、外為法上の武器を隊員以外の者に貸与し又は供与してはならない。

(7) 司令部要員及び連絡調整要員との連携

隊員は、司令部要員及び連絡調整要員と緊密に連携を図りつつ、業務を実施